



一般廃棄物処理委託契約書

排出事業者	住所	〒
(甲)	名称	
	代表者	Ⓜ
	TEL	
処理業者	住所	〒 620-0913
(乙)		京都府福知山市字牧小字神谷 285 番地の 18
	名称	福知山バイオマス事業協同組合
	代表者	理事長 石丸雄之助 Ⓜ
	TEL	0773-45-3717

第 1 条

甲と乙は、後記「委託内容」に記載された一般廃棄物の処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法律」という。）その他関係法令に従い適正に行うため、以下のとおり一般廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 2 条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付する。なお、許可事項に変更のあったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付する。

◎処分に関する事業範囲

許可市町村 : 福知山市
取扱業の種類・種別 : 処分業(中間処理業(固形燃料化))
一般廃棄物の種類 : 木くず(草・剪定枝)
営業区域 : 福知山市全域
許可の期間・条件・番号 : 添付許可証写しの記載とおり

2.（委託する廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する一般廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。下記種類以外のものを搬入してはならない。また、草・剪定枝以外のものが搬入された時は、甲の責任において搬出しなければならない。

種類 : 草・剪定枝
数量 : kg/年間
単価 : 205 円 / 10 kg (税込)

3.（廃棄物の情報提供）

甲は、乙に廃棄物の適正処理のために必要な以下の情報を書面をもって提供しなければならない。

- イ. 廃棄物の発生場所
- ロ. 廃棄物の発生工程
- ハ. 廃棄物の種類もしくは性状

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の一般廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : 福知山バイオマスセンター

所在地 : 京都府福知山市字牧小字神谷 285 番地の 18

処分の方法 : 固形燃料化

施設の処理能力: 破砕施設 176.0 t/日

: 固形燃料化施設 13.928 t/日

5. (最終処分の場所)

事業場の名称 : 福知山バイオマスセンター

所在地 : 京都府福知山市字牧小字神谷 285 番地の 18

6. (搬入の申込)

甲から乙への搬入申込の方法は、別途協議の上、定めるものとする。

第3条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された一般廃棄物を処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した一般廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した一般廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第4条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された一般廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。

第5条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第6条(委託業務完了報告)

乙は甲に対し、発行する計量書に受入済の押印し業務完了報告とする。

第7条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された一般廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第8条（処理料金・消費税・支払い）

1. 甲の委託する一般廃棄物の処理業務に関する処理料金については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 甲の委託する一般廃棄物の処理業務についての消費税及び地方消費税は甲が負担する。
3. 甲から乙への処理料金の支払い方法は、別途協議の上、定めるものとする。
4. 処理料金の額が経済情勢の変化により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第9条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変更が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第10条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第11条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の処理が未だ完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1)乙の義務違反により甲が解除した場合

イ. 乙は、解除された後も、その一般廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、残存する一般廃棄物の処分業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ. 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ. 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもと

にある未処理の一般廃棄物の処分を行うものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2)甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の一般廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自己又は自己の代理若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第13条(協議)

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条(契約期間)

この契約は、有効期間を契約締結日から1年間とし、契約満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(本契約第2条第1項による添付書類)
一般廃棄物処理業(処分業)の許可書(写し)

福知山市指令第2414号

許 可 証

住 所 福知山市字牧小字神谷 285 番地の 18
氏 名 福知山バイオマス事業協同組合
理事長 石丸雄之助

令和6年3月12日付け申請のあった一般廃棄物処理業(処分業)については、
次のとおり許可します。

令和6年3月27日

福知山市長 大 橋 一 夫



事業所の所在地及び名称	福知山市字牧小字神谷 285 番地の 18 福知山バイオマスセンター
取扱業の種類・種別	処分業(中間処理業(固形燃料化等)) 木くず(刈草含む)に限る
営業の区域	福知山市全域
許可の期間	自 令和 6 年 4 月 1 1 日 至 令和 8 年 4 月 1 0 日
許可の条件	関係法令を遵守すること
備考	変更履歴 令和7年4月24日取扱業の種類・種別の変更